議第３３号

令和８年度高島市病院事業会計予算案

（総則）

第１条　令和８年度高島市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

【病院】

（１）病　床　数	２１０床	（急性期病床数１６８床（感染症病床４床含む）、地域包括ケア病床数４２床）	
（２）患　者　数	入　　院	（急性期病床）	５２，７３５人
	〃	（地域包括ケア病床）	１３，１８４人
	外　　来		８２，０８５人
（３）１日平均患者数	入　　院	（急性期病床）	１４４．５人
	〃	（地域包括ケア病床）	３６．１人
	外　　来		３４０．６人

【訪問看護ステーション】

（１）訪　問　件　数	介　　護	７，２３０件
	医　　療	２，８９２件
（２）１日平均訪問件数	介　　護	３０．０件
	医　　療	１２．０件

【介護老人保健施設】

（１）療　養　床　数	６０床	
（２）利　用　者　数	入　　所	２０，５８６人
	通　　所	３，１３３人
（３）１日平均利用者数	入　　所	５６．４人
	通　　所	１３．０人

【介護医療院】

（１）療　養　床　数	４０床	
（２）利　用　者　数	入　　所	１４，６００人
（３）１日平均利用者数	入　　所	４０．０人

（収益的収入および支出）

第３条　収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　病院事業収益	７，３１０，０００千円
第１項　医業収益	５，３５９，９６５千円
第２項　医業外収益	１，１２８，４４４千円
第３項　訪問看護事業収益	１０５，５８０千円
第４項　訪問看護事業外収益	４，５７６千円
第５項　介護老人保健施設運営事業収益	３５１，０３５千円
第６項　介護老人保健施設運営事業外収益	１０，９００千円
第７項　介護医療院運営事業収益	３４２，２６１千円
第８項　介護医療院運営事業外収益	７，２３６千円
第９項　特別利益	３千円

支　　出

第１款　病院事業費用	８，０２５，０００千円
第１項　医業費用	７，０６５，００２千円
第２項　医業外費用	９７，１４２千円
第３項　訪問看護事業費用	１３６，７２８千円
第４項　介護老人保健施設運営事業費用	４２５，２９７千円
第５項　介護老人保健施設運営事業外費用	５８４千円
第６項　介護医療院運営事業費用	２８６，５９１千円
第７項　介護医療院運営事業外費用	２５２千円
第８項　特別損失	１３，４０４千円

（資本的収入および支出）

第４条　資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２５６，１６３千円は、過年度分損益勘定留保資金２５６，１６３千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	５６７，８６２ 千円
第１項　企業債	４４９，３００ 千円
第２項　出資金	２，０００ 千円
第３項　固定資産売却代金	１ 千円
第４項　他会計負担金	１１６，５６１ 千円

支　　出

第１款　資本的支出	８２４，０２５ 千円
第１項　建設改良費	４６１，５０７ 千円
第２項　投資	４２，２００ 千円
第３項　企業債償還金	３２０，３１８ 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事　項	期　間	限度額
給食米購入	令和９年度	４，７５９千円
医薬品購入	令和９年度	３００，０００千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
病院整備事業	千円 ４２８，９００	普通貸借または証券発行	年４．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間および償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
介護老人保健施設および介護医療院整備事業	２０，４００	同　上	同　上	同　上

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、１，０００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）収益的支出における各項間の流用

（２）資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　４，７０６，８８５ 千円

（２）交際費　　１，１００ 千円

（たな卸資産購入限度額）

第１０条　たな卸資産の購入限度額は、５４０，０００千円と定める。

令和８年２月２４日

高島市長　今　城　克　啓